

浦辺 史と新興教育運動

—— 子ども・教員の解放と社会の変革をめざして ——

柿 沼 肇

はじめに

本論集（『日本福祉大学社会福祉論集』）の第112号（2005年2月）に「浦辺 史とその教員時代 ペスタロッチへの傾倒から「教育労働者」へ」（以後の叙述では「前稿」と略記する）と題する拙論を発表したところ、諏訪兼位（日本福祉大学・前学長）、児島美都子（同・名誉教授）、宍戸健夫（愛知県立大学名誉教授）の各氏をはじめ、少なくない方々から「抜刷」をお読み下さったうえでの貴重なご教示・ご助言を頂いた。大変ありがたく、この場を借りて厚くお礼を申し上げたいと思う。また学生時代に浦辺先生から教えを受けた赤星俊一氏（現在・日本福祉大学社会福祉実習センター教授）の手を介して、かつてのゼミ生だった人たちの何人かがそのコピーを読んで下さったとのこと、これも大変うれしく、ずいぶん温かな気持ちにさせて頂いた。

その論稿は文字通り拙い小論であるが、念のためその構成を示すと次のようであった。

はじめに

- 1, 郡部の小学校で 農村の子どもたちのために全力を
- 2, 教員組合結成への動きと潤徳小学校児童盟休事件
- 3, 教育運動の新たな展開 「教労」「新教」の結成へ
- 4, 教職を離れて 「東京の同土諸君へ訴ふ」

おわりに

以上のように、この論稿では浦辺氏の「戦前」における実践、運動、生き方の全体把握を目指しながらも、実際に取り扱い得た範囲は氏の「教員時代」までのことに限定されている。そこで、この度はいわばその続編として（但し形式的には独立の論稿であることを意識して）、その後の新興教育運動との中で果たした氏の活動や役割について若干の解明を試みてみることにしたい。なお、この小論においても浦辺先生の呼称について「前稿」同様、浦辺 史あるいは単に浦辺というように記載することでお許し頂きたいと思う。

また、これもそこに記しておいたことであるが、氏は「戦前」の活動などについて自分自身で書いたり語ったりした論稿をかなりたくさん残しているが、その代表的なものをここに再掲して

おきたい。

川田由太郎署名「社会的目覚め即失業」、国分一太郎編『石をもて追われるごとく 受難教師の手記』英宝社、1956年11月

浦辺 史『日本保育運動小史』風媒社、1969年5月

対談「無産保育運動 幼い子どもたちのしあわせを求めて」、海老原治善編『昭和教育史への証言』三省堂、1971年11月

浦辺 史「川田由太郎と新興教育運動」、井野川潔・森谷 清・柿沼 肇編『嵐のなかの教育 1930年代の教育運動』新日本出版社、1971年12月

座談会「子どものいのちと発達をまもる保育運動 浦辺さんを囲んで治安維持法下の活動をきく」、『季刊 教育運動研究』1976年7月創刊号、あゆみ出版

浦辺 史・竹代『道づれ 新しい保育を求めて』草土文化、1982年5月

浦辺 史・竹代『福祉の昭和史を生きて』草土文化、1994年6月

ところで、実はここにはもう一つ記しておかなければならない重要なものがあった。それは大槻 健・寒川道夫・井野川潔編『いばらの道をふみこえて 治安維持法と教育』（民衆社、1976年8月）に収録されている「行為なきを罰す 「保育問題研究会」活動への弾圧」という論稿である。当然記載してあるはずと思ひ込み、その欠落に最後まで気がつかないのである。改めて浦辺先生と、お読み下さった方々に深くお詫びする次第である。

また「前稿」には大きなミスプリントがあった。第2節の見出しと註記(2)のところでは本来なら「潤徳小」と書くべきなのに「順徳小」と誤記したままの箇所がいくつかあった。その他にも若干誤植があるが、この点は余りにも大きなミスなので、ここで訂正をしておきたいと思う。

1、「教労」「新教」の運動と浦辺の組織部での活動

(1) 教職を離れて運動の中へ

1925(大正14)年3月東京府立豊島師範学校(東京学芸大学の前身)第二部を卒業し、4月から東京府下南多摩郡浅川小学校への赴任が決まった浦辺は、以後5ヵ月間の短期現役兵(師範卒教員に義務づけられていた)生活を経て、9月から実際の教壇に立つことになる。これが教員としての浦辺の出発であった。1927(昭和2)年4月、同郡七生村潤徳小学校に転任、29年9月から西多摩郡五日市小学校に転じた。いずれも浦辺の希望によるものでなく、児童に寄り添うその教育活動を好ましく思わない校長の意向に基づくものであった。いわゆる「不意転」、本人の意思に沿わない強制的な転勤措置ということである。1931(昭和6)年5月、受持児童の作文数編を『少年戦旗』に投稿するため発行元の戦旗社に郵送したところ、「特高」の手に渡り、逮捕。そして、それを理由にして「退職」(解職)させられてしまったのであった(6月)。小学校訓導の「辞令」を受けてから6年3ヵ月、これで浦辺の教員生活にピリオドが打たれた。

教職を追われ、後の仕事を探していた浦辺に、日本教育労働者組合(「教労」)執行委員で、か

つて潤徳小の同僚でもあった増淵 穰から新興教育研究所（「新教」）の組織活動に専従的に参加することを促す依頼がくる。しかし、この話は浦辺にとってすぐに乗れるようなものではなかった。既にその結成時から組合に加入し、「新教」にも機関誌『新興教育』の読者としてかかわっていたけれど、老いた父母や障害を持つ妹の生活費を確保することができないこと、また、子どもにかかわる仕事に着きたいという思いを断ち切ることがむずかしかったからである。しかしながら、思い悩んだ末、最終的には増淵の説得を受け入れることになった。教職を追われてから3ヵ月後の9月、「新教」の所員となり、組織部担当として活動を始める。そして1932（昭和7）年8月に組織の転換をした新興教育同盟準備会で書記局員、続いて8月末に書記長代理に就任したが、10月に逮捕され、新興教育の活動からも引き離されてしまうことになった。この間わずか1年1ヵ月余りのことであるが、浦辺にとっては貴重な、そして重い意味を持つ年月であったといわなければならない。なお、『浦辺史先生米寿記念誌 昭和史を共に生きて』（同誌刊行会編集・発行、1993年6月刊）に収録されている「浦辺史先生の年譜・執筆目録（一九九三年一月現在）」⁽¹⁾によれば、この時期に浦辺が執筆した論稿等は次の7編であった。いずれもこの運動にとって重要な意味を持っているので、その意義などについては後述する。但し、この内の最初の論稿については「前稿」でその全文紹介も含めて若干の論及をしているのでここでは触れないことにする。なお、この「目録」に記載されているものと現物の間には表記上若干の違いがあるので、ここでは現物に即して記載することにした。傍点を施したところがその違いの部分である。

浦辺 史「東京の同士諸君に訴ふ」、『新興教育』1931年8月号

川田吉太郎署名「何故浮び上るか」、『新興教育』1931年9・10月号

川村守三署名「残された俺たち」、『新興教育』1931年11月号

川田吉太郎署名「学校自治会の自主化！」、『新興教育』1931年12月号

無署名「自主的父兄委員会を作れ」、「全協」日本一般使用人組合教育労働部書記局機関紙『教育労働者版』1932年1月14日

大野健一署名「二いろの先生」、『ピオニール トクホン』第一輯、1932年2月10日

川田由太郎署名「教育サークルと新興教育同盟」、『新興教育』1932年3月号

なお、これらの掲載紙誌のうち『新興教育』と『ピオニール トクホン』はかつて教育運動史研究会の手で発掘されているので現物を見ることができる（同研究会による復刻版も刊行されている）。『教育労働者版』のこの号は現在もまだ未発掘であるが、この無署名論文は、その全文が文部省学生部編の思想対策^秘資料『プロレタリア教育運動 下』（1933年4月）に引用・掲載されているので、それをとおしてその中身を知ることができる。この『プロレタリア教育運動 下』も教育運動史研究会によって復刻されている⁽²⁾。

「教労」のメンバーであった浦辺が「新教」の専従活動に入ったのは、記述のように1931年9月のことであるが、この時期になるとその両組織とも発足当時に比べてかなりの変貌を遂げていた。

「教労」の運動を、その全期間を組織的に見てみると次の3期に区分することができるので、浦辺の活動した時期はその第1期から第2期までということになる。

第1期 「教労」準備会（1930年8月）を経てその正式結成（同年10月）となって以後、日本教育労働者組合という単独組合の時期。

第2期 従来の日本一般使用人組合および日本医務労働者組合、日本映画従業員組合と合同して、新たに日本労働組合全国協議会傘下の「全協」日本一般使用人組合を結成し（31年5月）、その教育労働部として活動した時期。

第3期 教育労働部書記局確立（31年12月）以後、「全協・日本一般」中央指導部と「協労部」の対立とその解決の時期を経て、弾圧による組織解体まで。

また「新教」の運動は、「教育・教育労働についての考え方」「教師（教育労働者）の役割・使命」についての認識（これらが「新教」の組織体制を決める基本になった）という視点で見ると、以下の4期に分けられる。

第1期 新興教育研究所創設（1930年8月）以後。

第2期 第2回総会（31年10月）以後。

第3期 新興教育同盟準備会へ転換（32年8月）以後。

第4期 同盟準備会拡大中央委員会（33年8月）によるプロレタリア科学同盟（「科同」）への「発展的解消」決議以後、「科同」の終息まで。

浦辺の「新教」専従活動時期は、その第1期の末（第2期の直前）から第3期の初めごろまであった。

(2) 「教育労働の特殊性」をめぐる論争（「教労」第1期、第2期）

1930（昭和5）年の「教労」結成、「新教」創設については「前稿」で簡単に述べておいたのでそれを参照して頂くことにして、ここではまずその後の両組織の歩みから始めることにしたい。なお、「前稿」では、「教労」の「運動の中で『教育労働』という考え方が登場してきたことと、教育実践と運動の主体を『教育労働者』という言い方でとらえるようになった」ことに注目しておいたが、両組織のその後の展開を見てみるとまさにそのことが深く関係していることが分かる。また、その運動は天皇制絶対主義教学体制という極めて厳しい状況下でのものであったが故に多くの「時代的制約」を免れることができなかったが、それでも今日の教師と教職員組合の役割、在り方を考えるうえで参考になるものが少なくない。

「教労」は、結成大会の際に教育労働者の団結の必然性ととも労働者階級の一員であることを自覚して、戦闘的労働者の全国組織・「全協」に加盟することを目指したものの、その時点では連絡がうまくいかず「支持」という形に止まっていた。結成後改めて加盟申請をすることになったのであるが、実はこれが思いもかけないような難問題を含むものだったのである。

そのころの「全協」は、モスクワで開かれた「プロフィンテルン」（労働組合国際連合あるいは赤色労働組合インタナショナルと呼ばれた国際的な労働組合組織の略称）第5回大会（1930

年8月)の「日本における革命的労働者組合の任務」という「決議」に導かれて、労働組合の産業別組織化を進めていた。その方針に基づく「教育労働者は、俸給生活者として医療従業員・映画従業員・官公庁・銀行・会社・商店等の従業員と同じく、直接生産部門の労働者とちがひ、主として消費・流通の部門に関係の深い産業部門の労働者」であること、したがって「全国的単一組合の組織をあらためて、それらの各部門労働者と共に日本一般使用人組合を結成し、全協の指導下におかれるべきである」⁽³⁾というのが「全協」側からの提起であった。

これに対して「教労」は、これでは「教労」の独自性・特殊性が見失われてしまう、具体的な闘争では共同闘争の必要性を認めるが教育労働者の特殊性からして独自の全国組織を持つべきだ、と単独加入を強く主張したのであった。では、その特殊性とは何か。それは以下の四点などであった⁽⁴⁾。

- (一) 教育労働者は……単なる消費流通の担当者でない。
- (二) 教育労働者は、イデオロギーの再生産を担当するものであり、現在におけるその階級的任務は、ブルジョアの反動教育と闘い、労働者・農民・被圧迫民衆の子弟に対し、その立場を自覚させる教育をおこなう任務をもち、又かれら児童生徒の生活的・文化的利益を自己の生活利益ヨウゴのための闘争と結びつけて闘わねばならない、という階級的・特殊の使命がある。
- (三) 教育労働者の職場たる学校は、一般銀行・会社・官公庁のように、都市や、ある特定の場所に集中されているのではなく、全国の都市・農村にわたって広範にばらまかれている。しかも、闘争の相手は、主として府県や政府にあるのだから、どうしても全国的単一組織でなければ、その統一的教育闘争ができない。
- (四) 教育労働者の任務と、その職場の特殊性から、都市労働者や使用人との関係だけでなく、農村での農民との密接な日常提携が必要である。

このように両者の考え方には大きな相違があったが、当時の厳しい状況の中ではこの違いを十分に克服するだけのゆとりがない。結局のところ「教労」の主張する特殊性は組織と実際の闘争の中で生かしていくということが確認されて、「全協」の「産業別単一組合」の方針が受け入れられることとなった。こうして、1931(昭和6)年5月、「教労」と他の3組合(従来の日本一般使用人組合、および日本医務労働者組合、日本映画従業員組合)が合同した新しい「全協」日本一般使用人組合が結成され、その組織内に専門部として教育労働部という機関を設けて、そこが中心となって全国の教育労働者の闘いを統一的に指導することになったのである。旧「教労」の各支部は新しい組合の支部教育労働部となり、一般使用人組合の地区別に分会を設けて活動するようになった。

この一般使用人組合の結成によって、「全協」は産業別組織として次ページの図のような整然とした体制を整えることになった。

こうして教育労働者の運動は労働者階級の闘いと直結され、教員だけの「狭い」枠組みから抜け出て労働者階級の一員として幅広くその活動に参加することになる。また組合員の拡大にもか

なりの成果を上げるようになり、組織的にも一定の進が見られるようになったのである。しかしながらそのような積極面があったにせよ、このようなやり方では教員組織としての全国的連携や相互交流ができなくなり、教育労働者に共通する問題についての共同の研究と共同の闘いを展開するということが次第に困難になるという欠陥も現れるようになっていった。

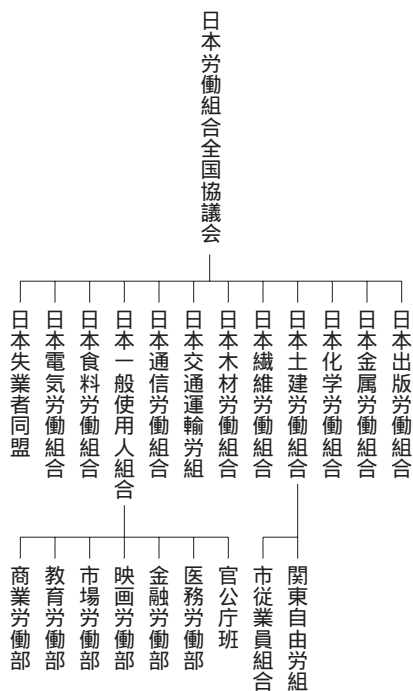
(3) プロレタリア教育の研究・建設と、「後衛的役割」を担う「文化団体」へ（「新教」第1期，第2期）

一方、「反動的ブルジョア教育の克明なる批判とその実践的排撃」および「新興教育の科学的建設とその宣伝」を目的に掲げ、「教育労働者組合はわれわれの城塞であり、『新興教育』はわれわれの武器である」ことを鮮明にして、全国の教育労働者に結集を呼びかけて活動を開始した

新興教育研究所も、新たな転換を迫られる事態に遭遇する。雑誌『新興教育』の読者網や読者グループが全国的に広がりを見せている中で、警察・検察当局は植民地下朝鮮の組織に目をつける。1930（昭和5）年11月から12月初旬にかけて、「新教」朝鮮支局準備会を組織していた上甲米太郎ら3名を「治安維持法違反」の名目で検挙し、それとのかかわりで研究所所長の山下徳治と所員の井口進（西村節三）を朝鮮に連行してしまう。そして、これを機に研究所はその組織運営を改めることになった。それまでの所長と書記局メンバーによる指導・執行体制を改めて、常任委員制へと改編し、野上壮吉（池田種生）ら6名の常任委員（その内の一人、田部久＝北村孫盛が常任書記）を選任するところとなった。この過程で、これまでの「教労」との関係についても批判が表面化してくる。すなわちこれまでの活動を見てみると「新教」の指導的な立場にある者の多くが「教労」のメンバーであって、「新教」は事実上「教労」の統制下に置かれていた、ということに対する不満・批判である。

新指導部は、この問題に対処することも含めて研究所の目的・任務を新たに確定するために、1931年2月臨時総会を開いた。そこでの決定は、『新興教育』の3月号および4・5月合併号に「『新興教育研究所』の目的・任務について」と題して公表されている。

それによれば、研究所は「一つの文化団体として広範に組織された進歩的教育科学者の団体である」こと、「反動的ブルジョア教育並びに教育制度の批判とプロレタリア教育の研究・建設、宣伝を以てその目的とする」こと、「反資本主義的戦陣の第三戦的（後衛的）任務をおびるもの



「日本労働組合全国協議会」加盟組織図

であり、……現実の教育労働者大衆の基本的闘争に対して、その研究の諸成果並に諸資料を供給し併せて啓蒙的役割を果さんとするものである」ことなどが明らかにされている。この方針によって「新教」は、非合法組織である「教労」の「従属」から離れて、その本来の役割である教育研究を推し進めることによって「謙虚なる後衛的役割」を担う「文化団体」として、独自の性格を明確にしたのであった。なおこの文書には記載されていないが、組織を厳しい弾圧から守るために組織部だけは「教労」組合員でもある所員が引き続き担当することが確認されている（もっとも「教労」と「新教」のこういった新しい関係がそのまま実際活動の中に生かされたかといえ、決してそうだったというようにいきることはできない。ますます厳しくなる官憲の抑圧・監視の下で非合法の「教労」がその組織の発展を図ろうとすればどうしても合法的な「新教」の活動をとおしてその中の積極的な者たちを組合に組織するという方法をとることを欠かすことができない。そのために「教労」は「新教」内でフラクション活動⁶⁾を行うことによって、表面にはあまり見えないような形をとって「新教」への影響力を図るようになっていった）。

この新しい「目的・任務」に基づいて研究体制も改編され、従来 12 であった研究会⁶⁾が次の 14 に再編・改組された。

- 1 教育理論研究会
- 2 教育制度研究会
- 3 学齢前児童教育研究会
- 4 初等教育研究会
- 5 中等及高等教育研究会
- 6 成人教育研究会
- 7 宗教教育研究会
- 8 芸術教育研究会
- 9 ジャーナリズム研究会
- 10 植民地教育研究会
- 11 ソヴェート教育研究会
- 12 少年運動研究会
- 13 エスペラント教育研究会
- 14 女子教育研究会

また 6 月には新たな「研究プラン」と「研究コース」が『新興教育』誌上に発表されている。この両者はかなり詳細なものであり、ここで全部を記すには少々紙幅が気になるが、この研究所、したがって当時の教育研究運動が目指していたものがいかに高度・高質なものであるかがここに示されており、また 21 世紀を迎えた今日においても教育（学）研究の枠組みを考えるうえで大いに参考になることが少なくないので、あえてその全文を紹介しておきたい。なお、史料的价值を損なわないようにするために原文の表記法をできるだけ尊重したが、旧漢字は新字体に改めた。また、全体が箇条書きで記されているが、紙幅の節約のため一部分普通の書き方に改めたところがある。

まず「研究プラン」であるが、第一部から第七部まで構成され、各部がいくつかの項目に分かれていて全体は 23 項目で成り立っている。

研究プラン

第一部 教育学の理論的基礎

- (A) 教育学説史（日本及び外国）
- (B) 現代教育思潮研究（日本及び外国）
- (C) 唯物弁証法と教育学

第二部 教育の目的と対象

- (A) 教育目的
- (B) 教育対象 —— プロレタリア児童の状態と組織

第三部 教科と教授法

(A) 教科目の研究——倫理, 言語, 地歴, 自然科学及び数学 芸術 (図画, 唱歌, 手工, 児童, 学校フィルム等々) スポーツ, 其他

(B) 教授法の研究——ドルトン案, ウイネトカ案, コンプレックス案, プロジェクト案, ドクロリー案, クーヰネ案. 等々.

第四部 教育制度と学校

(A) 教育法制と教育立法 (B) 教育行政と教育財政

(C) 教育養成制度と教育労働者運動 (D) 学校組織

第五部 特殊問題

(A) 社会教育 (労働者教育, 公民教育, 成人教育, 教化団体, 青訓, ジャーリズム研究を含む)

(B) 植民地及び半植民地教育 (C) 宗教教育

(D) 軍事教育 (E) 異常 (児) 教育

(F) 女子教育 (G) 国際教育

(H) 少年運動

第六部 ソヴェート教育の研究

(A) ソヴェート教育の理論的方面の研究 (B) ソヴェート教育の実践的方面の研究

第七部 学校衛生と学校建築

(A) 学校衛生の教育 (児童保健問題を含む) (B) 学校建築の研究⁽⁷⁾

次に「研究コース」であるが、それは第一部、第二部から成り、以下のような構成をとっていた。

研究コース

第一部 教育学説の理論的研究

一、教育学説史 (日本及び国際)

(a) 古代の教育学説 (b) 中世の学説 (c) 近世の教育学説

二、現代教育思潮 (各学説の後に例示があるが省略 柿沼)

(1) 心理学的教育学説 (2) 社会学教育学説 (3) 現象学教育学説

(4) 人格主義的教育学説 (5) 体験教育 (6) 自由主義教育

(7) 労作教育 (8) 宗教的教育学説 (9) 文化教育

附——調査

(1) 各大学及び専門学校の教育関係講座とその担当者

(2) 民間に於ける各種教育機関及び教育評論家

(3) 各種教育団体及びその機関紙——または営業的教育雑誌

三、唯物弁証法と教育学

(A) 唯物弁証法の史的発展

a, 十八世紀フランス唯物論

b, ヘーゲル——フォイエルバッハ

c, マルクス——エンゲルス d, レーニンの唯物弁証法

(B) ソヴェート教育学

第二部 プロレタリア児童の状態と組織

一、基礎的研究

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1, 児童の社会的地位の研究 | 2, 「少年労働」に関する理論的研究 |
| 3, 「少年運動」に関する基本的研究 | 4, 第三期とプロレタリア児童 |

二、プロレタリア児童の状態

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| 1, プロレタリア児童の物質的状态 | 2, プロレタリア児童の精神的状态 |
| 3, プロレタリア児童と法律 | 4, 児童に対する社会施設 |
| 5, プロレタリア児童と宗教教育 | 6, 植民地, 半植民地に於けるプロレタリア児童の状態 |

三、プロレタリア児童の組織

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| 1, プルジョア少年運動 (ボーイスカウト, ガールスカウト) | |
| 2, 各国における少年運動 | 3, ピオニールの研究 |

四、特殊研究

プロレタリア児童芸術研究

この「研究プラン」「研究コース」を見て改めて感じるところは、その構想力の豊かさと確かさである。当時の大学や専門学校、師範学校（高等師範学校も含めて）その他の教育研究機関を見てもこれだけの構想をもって教育研究を展開したところはないといってよい。また今日の時点でも、同じようにいいのではないかとと思われるのである。

しかも注目しておいてよいことは、「吾々は前後四回に亘って研究プランの根本的変改について活発な研究会を持ち、次の如き研究プランを暫定的なプランとし研究を発展させている」とあるように、これらのものを最終的・絶対的なものでなくその過程にある「暫定的な」ものとして扱っていること、また所員や読者に対して「研究プラン及び研究コースの批判を送れ」「所の研究活動に対する要求を送れ」として取り組むべき研究内容の発展のために組織的な力を発揮することを促していることである。研究所が単に研究活動をする場であるだけでなく、教育研究運動の組織体として存在していることをこのことはよく示している。

勿論、ここに示された新しい研究方針がそのまますぐ全面的に展開できる力を研究所が持っていたわけではない。しかし次第に若い所員の増加するところとなり、研究成果も『新興教育』誌上などに反映されるようになっていった。また、前記した新方針の下に計画・開催された第一回新興教育講習会（1931年3月）および第二回講習会・国際プロレタリア教育展（同年8月）は予想を上回る大きな成果を生み、これらを通じて読者の増大、地方組織の拡充・発展がもたらされるようになったのである。こうした上向きな状況の中で「新教」は創立1周年を迎えることになった。

(4) 浦辺の「新教」組織部での活動

浦辺 史が教職を辞めさせられて「新教」の活動に参加するのはこのような時期であった。研究所の活動と組織は明らかに発展している。しかしそのことは同時に文部省や弾圧当局から一層厳しい目を向けられることでもある。1931年8月15日付の新興教育研究所「声明書」（『新興教育』1931年9・10月合併・創刊一周年記念号）によると、先般8月の第二回講習会・プロレタリア教育展の後に、その反響の大きさに驚いた文部省が全国の府県に通牒を發して教員が研究所ならば『新興教育』とかかわらぬよう取締りを指示し、またそれを受けて中央・地方の新聞があたかも「新教」が「非合法」組織であり、『新興教育』が「発売禁止」雑誌であるかのような報道を行って、教員の「畏怖心」を煽るようなことをしていることに抗議している。この例にも見られるように、「新教」の組織と活動は「合法的な存在であるにもかかわらず、常に抑圧と弾圧の下に置かれていた。当然のことながら「新教」の側でもその対処方を講じなければならない。その結節点とでもいっていいようなところにあったのが「組織部」という機関であった。

ところで「新教」創立時に確定された「新興教育研究所規約」を見てみると、「組織部」の名称はどこにもない。「機関」として明示されているのは「(1)総会、(2)委員会、(3)書記局、(4)編集局」であった。つまり組織部は対外的にはまったくその存在を表向けにしない非公然の機関なのであった。当時の「特高」を先頭とする弾圧当局は、これと目をつけたらその組織や団体の名簿や組織図を手に入れることに力を入れる。それができればその組織を一網打尽にすることができるからである。そのため個々の人物を検束し、その自白（多くの場合拷問などの手を使った）によってメンバーを手繰りだすという方法とともに、とりわけ組織部を担当する者を「割り出し」、それを検束するというように最大の力を注ぐ。逆に弾圧されることが予測される側としてはいかなる場合にもそれらが官憲の手に渡らないような仕組みと方法を準備しなければならない。組織部を非公然にし、ごく限られた者にしかその担当者名を知らさないというのは、そういった厳しい弾圧体制下での対処の仕方の一つであった。「新教」でのこの組織部を担当したのは最初は書記局員でもあった中田貞蔵（宮原誠一）、続いて磯部 武、その後が浦辺（組織部では松本良夫の変名を使っていた）の順である。いずれも「教労」のメンバーであった。

組織部は、このように官憲との緊張を日常的に意識しなければならない大変な任務であるが、勿論それだけが課題ではない。本来の仕事は組織の状況をしっかり把握し、その伸張を図ることにある。たった一人しかいない組織部で、浦辺が担ったその主なものは、月刊の雑誌『新興教育』を支局や読者に確実に届くよう発送・配布すること、送金されてきた雑誌代金を確かめ書記局へ届けること、支局や読者から送られてくる「通信」などを書記局員の藤田三郎（道家一己）や岸 耕一（小田真一）から受け取り必要な措置をとること、それらの「通信」を雑誌記事にして編集部へ届けること、などであった。また「教労」との関係では、中川（増淵 穰）と連絡を取ってそれぞれの地方組織や情勢などについての情報交換などを行うこと、さらに「教労」から「新教」に入ったフラクション（フラク会議メンバーは中川、岸、浦辺で、後に田部が加わる）として「教労」の方針を「新教」に反映させたり、「新教」中央委員会等に提出される活動方針など

を事前に討議し、また『新興教育』の編集方針などについて検討して、それを「新教」の活動の中に生かしていくことなどもその大切な役割であった。

このように組織にとって「縁の下の力持ち」あるいは「裏方」とでもいってよいような任務を遂行する浦辺にとって大変なのはその仕事ばかりではなかった。もっともこれは浦辺だけのことでなく、書記局などの専従活動に従事する者たちに共通することでもあったが、特に浦辺のように独身で妻の収入を当てにすることもできず、また親からの支援も期待できない者たちにとって重大であった。生活費のことである。このころ浦辺が手にすることのできたのは、回収した『新興教育』の誌代から充てられた1ヵ月わずか5円以内というものだった（かつて教員時代には60円ほどの給与があったことを考え合わせるとその困難の大きさがいかにばかりであったか想像できる）。勿論これだけでは暮らせない。それを支えたのは「教労」や「新教」の学校・職場にいる「同志」たちであり、雑誌の読者たちであった。彼らの定期・不定期のカンパによって何とか糊口をしのいだのであった。また、連絡を取るようになっていた者との連絡が途絶えると直ちに下宿先を変えるというのも組織部の者にとってなすべきことであった。いうまでもなく警察の家宅捜索の危険から組織を守るための方策としてである。浦辺は、のちに新興教育同盟準備会に組織換えしてその書記局員（そのうえ組織部、財政部、出版部、青少年対策部の各部に所属）となり、さらに書記長代理になるが、「新教」に入所してから弾圧・逮捕されてその運動から離れるまでのわずか1年余りの間に、この宿替えは6回におよんだというから、その苦労も相当なものがあったといわなければならない。

「新教」第1期の末ごろから第2期までの浦辺の組織面での活動はおおよそ以上のようなものであった。なお前記した浦辺の、『新興教育』誌などに掲載されている諸論稿はこの時期に、つまり組織部を担当し、「教労」のフラクの一人として活動していた時に書かれたものである。

2、「新教」指導部の一員としての活動

(1) 教育労働者組合の任務・役割をめぐる対立と妥協（「教労」第3期）

十分に納得するところには至らなかったものの、一応は「全協」中央の方針を受け入れて新しい組合（「全協」日本一般使用人組合）の一員となった「教労」の運動は、この新組合結成のわずか3、4ヵ月しか経たない内に大変な試練にぶつかることになる。1931（昭和6）年8月東京支部、9月神奈川支部、10月埼玉支部に連続的に弾圧が加えられ、合計35名にのぼる現職教員が大量検挙されるという事態が発生したのである。この3支部は、新組合の中でも大きな位置を占めていただけに、「全協・一般」にとってもまた教育労働部にとっても甚大な打撃となった。しかもこの大攻撃に対して「全協・一般」の中央は、その再建・建て直しを図るための指導や援助をすることができなかった。そのための中心的役割を果たしたのは旧「教労」系の人たちで、東京支部の分会の責任者であった教員岩代輝昭や石田宇三郎、それに「新教」組織部でその仕事に従事していた浦辺 史らであった。そして、その再建活動の中から、独自の指導部を持つ「教

労」再建の声が高まってくる。厳しい情勢下であったとはいえ一般使用人組合に機械的に合同したことは誤りであったとの認識の下、組織を部門別に整備統一し、それぞれ独自の中央指導部を設置するようというのがその主張であった。それを具体的に提案したのが、同年11月、東京支部荏原分会による「教育労働者単独組合結成に関する意見書」⁽⁸⁾の提出である。そこでは、「日本一般使用人組合は単一組合ではなく協議会の組織形態」をとること、および「各部門別の中央指導部を力に応じて復活」することが主張され、「特に教育の部門ではそれが緊急必要であること」が「実例」をあげて示されていた。12月初旬、この意見書を中心に東京、神奈川の代表と「全協・一般」本部常任が出席して、分会代表者会議が持たれることになった。この席でも「一般」側は単独組合の再建に反対したが、「教労」側が説得して、教育労働部書記局を設置し、それが全国的に教育労働者を指導して「教労」の組織再建を図ることを承認させたのである。こうして「全協・一般」教労部書記局という新たな中央指導部を持つ「教労」の活動が始まる。フラクション活動を通して「新教」の中に深く入り、また謄写版印刷の週刊機関紙『教育労働者版』などを発刊して活動を活発化させていく。そこから、東京、神奈川支部の再建をはじめ、長野、富山、新潟、山形などに新支部を確立することに成功した。こうして新しい指導体制の下で組織の団結と拡大が大きな成果をあげるようになったのである。

ところが、このような新しいうねりが生まれてきたにも拘わらず、翌1932(昭和7)年3月、「教労」は「全協・一般」中央指導部から突然の「通告」⁽⁹⁾を受ける。それは「教労書記局は一般本部と何等連絡を取ることなく、其の統制(「全協・一般」の中央常任委員会の指導統制のこと 柿沼註)を脱し独自の指導部として又単独組合結成の準備機関として全国的な指導に当り得ることは組織上重大なる誤謬なり」として教労部書記局解体を指示するものであった。また、教育労働者の「任務」についても、「全国的に捲き起つて居る俸給不払、其の他教育労働者自体の不平不満を捕え教育労働者大衆を組織し、闘争に立たしむることが重要任務である」と、政治的・経済的闘争を重視した。これに対して教労部書記局側は、「国際的にもエドキンテルン⁽¹⁰⁾の組織がある以上寧ろ単独組合を結成して全協に加盟すべきである」ことを主張し、また教育労働者の「任務」についても「(1)教育労働者自体を政治的・経済的圧迫から解放せしむる為めの闘争 (2)プロレタリア貧農の児童並に青年(公民学校)に対するプロレタリア教育闘争 (3)小学校を中心とするブルジョア反動文化に対する闘争 以上の三つが重要な任務で、其の何れに対しても軽重主副の区別をつけることは出来ない」ということを強調した。こうして両者の対立は解消するどころか次第に厳しさを増す状況になってしまった。その後「全協」本部が調停に入るがそれも成功せず、同年5月「全協・一般」側は拡大中央委員会を開いて「教育労働部解体に関する決議」を可決してしまう。それに納得しない「教労」側は8月に教育労働者全国代表者会議を招集して「全協・一般」中央との協議の場を設けたが、そこでも両者の対立を解消することはできなかった。それで、9月、ついに日本共産党がその間に入り、指導的機関である教労部本部書記局、支部書記局を廃止すること、その代わりに「諮問的性格」⁽¹¹⁾の濃い教育労働部門特別対策委員会を中央・支部・地区の各指導機関内に設置するというので、ようやく両者の妥協が成立するとこ

るとなった。こうして約1年にわたる対立に一応の終止符が打たれたのである。

これから後、「教労」の運動はこの調停に沿った組織形態で運動を進めることになるが、実際には教育労働者の各地区、各職場での連絡・連携が十全に機能したとはいえず、共同闘争の発展を促すところとはならなかった。またこの間に、北は青森から南は沖縄に至るまで20以上の都府県に「教労」の地方支部ができ、それぞれの実情に即した活動を展開するが、そのほとんどが官憲の弾圧にあい、1933（昭和8）年の年末には兵庫支部など一部を除いて事実上その活動を停止させられてしまったのである。

（2）教育研究の組織（研究所）から教育運動団体（新興教育同盟）へ（「新教」第3期）

「新教」が創立1周年を迎えるころ、日本の文化運動はその組織的展開の上で大きな変化を迎える最中にあつた。既に1930（昭和5）年8月、モスクワで開催された「プロフィンテルン」第5回大会のアジ・プロ会議が「プロレタリア文化＝及び教育諸組織の役割と任務」と題する「テーゼ」を採択していた。そこでは、革命的労働組合の影響下にあるプロレタリア文化＝教育諸組織に対して、また、改良主義的文化組織内の「反対派」に対して計画的指導を行うために「統一的全国中央部（プロレタリア文化＝教育連盟、労働者教育委員会、文化＝教育カルテル）」を建設する必要性が指摘されていた。その「テーゼ」を受け止め、その具体化を図るために「古川総一郎」名による蔵原惟人の二つの論文が全日本無産者芸術団体協議会（「ナップ」）の機関誌『ナップ』に掲載された。「プロレタリア芸術運動の組織問題」（1931年6月号）と、「芸術運動の組織問題再論」（8月号）がそれである。そして、そこでの提起を受けて文化領域の諸団体は統一した新しい「文化連盟」（日本プロレタリア文化連盟、略称「コップ」）を結成しようという試みを始めていた。「新教」としてもそれに参加する必要がある、しかしその場合組織形態と運動方針はどうするのか。創立1周年に合わせた諸議題とともに、その問題についての解決を図るために第2回総会が開かれることになった。ところが、1931年10月開催された総会は、開始と同時に臨席した警察によって解散を命じられ、しかも池田種生、田部 久をはじめとする幹部6名の検束という攻撃にさらされてしまう。警察の意図は明らかに「新教」の活動と組織に打撃を与えることであり、以後「新教」は会議等でその事務所（東京・神田）を使うことも難しいような「半非合法」的な状況に追い込まれることになるが、しかしながらこの攻撃はその意図を十分に貫徹するところまでには至らなかった。それによって「新教」はかえって内部的な結束力を強めることになり、11月の「コップ」創立にも積極的に参加していくようになる。

このような「新教」の状況にも見られるように「コップ」の結成は決して安穩なものではなかったが、「新教」も含めた以下のような11団体の構成による整然とした文化運動の「戦線統一」体として新しい運動を切り拓いていく。なお、そこで自らの「任務」として掲げられたのは次の4項目であった。

- 一、ブルジョアジー、ファシストおよび社会ファシストによる文化反動との闘争
- 二、労働者・農民その他勤労大衆の政治的任務の系統的啓蒙

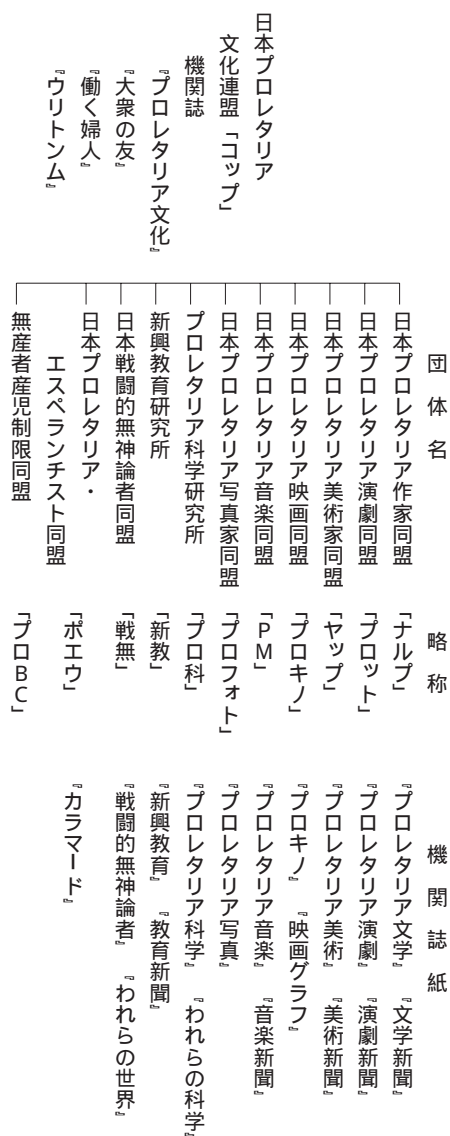
三、労働者・農民その他勤労者の文化的
生活欲求の充足

四、マルクス・レーニン主義の上に立つ
プロレタリア文化の確立

ところで「コップ」加盟は実現したものの、「新教」には第2回総会を官憲の手によって流会させられてしまったことによる課題が残されていた。そこで翌32（昭和7）年1月の拡大常任委員会で、前記「任務」を共有する「コップ」加盟団体としての「研究所の目的・任務に対する再認識と組織方針」（草案）を検討し、「新興教育研究所一九三二年の活動方針」を確立することになった（ここで決定した方針がいわゆる「一月方針」と呼ばれるものである）。これによって従来の研究所はその方向を大きく転換させ、研究所組織を解消して運動体である「同盟」形態へと移行することになったのである。そこで示された「新教」の新しい任務は次のようなものであった。

- 1、工場農村に於ける教育反動、特に小学校・青訓・補習学校⁽¹²⁾等に対する労働者農民の闘争（……）を激発するための文化的活動をなすこと。
- 2、プロレタリア少年組織に対する技術的援助。
- 3、教育労働者・進歩的教育学生・ピオニール指導者たちの理論的啓蒙。

その「新方針」は個人論文の形をとって『新興教育』の1932年1・2月合併号誌上に公表された（長田完治『「新興教育研究所」の新しき任務及び組織方針について』）。そこでは、「最近に於ける客観的状況の急角度的な進展（特に教育界のファッショ化、勤労大衆地方自治体の破綻窮乏）と階級的文化団体の任務及び組織方針に対する認識の発展（特に現段階における多数者獲得としての文化活動の重要性の問題）」という事態の下で「研究所」の「任務及び組織方針」を見直すことが「重要課題」となったことが述べられ、「組織的に見るならば現在のような進歩的な街頭的教育科学者のグループ的集団からなる所の組織を、直接経営、農村、学校、兵営に基礎をもつ



日本プロレタリア文化連盟組織構成図

大衆的な同盟組織の方向に向け」ることが提起されている。またこの方針に沿って教育サークルを作っていくこと、機関紙を発行すること、『新興教育』も新しい同盟の機関誌となるべきこと、などが主張されたのであった。

こうして「新教」は、教育そのものの研究という創立以来の性格が薄れていき（前記した研究所の部会編成、「研究プラン」「研究コース」と比べて見るとそのあまりの違いに目を見張らされる）、文化運動の一翼として工場・農村・学校などにおける大衆的サークルを基盤にして労働者・農民などに反動教育に対するバクロ啓蒙を日常的組織的に展開し、彼らの文化・教育に対する闘争を促すことに力を入れることになったのである。

この新方針を確立し、その実施を図っていく上で浦辺は深くかかわっている。「長田論文」の直接の執筆者は山口近治であるが、実際には「新教」内の「教労」フラクション会議で方向付けされていたものであり、浦辺はその一員としてそこに加わっていた（他のメンバーは記述のように増淵 穰、小田真一、北村孫盛、そこに随時山口が参加）。また「長田論文」が出された次の号（3月号）に「教育サークルと新興教育同盟 新方針実行のために」（筆名・川田由太郎）という論文を書いて、「長田論文」の「不十分な点」を補いながら新しい方針の要の一つである「教育サークル」とその作り方、および新興教育同盟を結成するための準備活動について、解説・提起したのであった。その論文は次のような構成をとっている。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 一、 はしがき | 二、 教育サークルとは何か |
| 三、 教育サークルと同盟との関係 | 四、 教育サークルは如何にして作るか |
| 五、 新興教育同盟の組織 | 六、 同盟結成の準備活動 |

この論文で浦辺は、教育サークルについて、「ブルジョア小学校、公民学校（補習学校）、青年訓練（所 柿沼補足）等の制度、内容、経済、人事等の諸問題によって啓蒙活動をする文化サークルの一つである」と規定している。そのうえで、既にその「萌芽」と見られるものが数多くあること、「教育サークルとして発展すべき萌芽やどんな問題を捉えたら教育サークルを組織することができるか充分調査観察」し「教育の職場」や「無産青年」「無産父兄」の中にどのようにして作っていくか、「学生」特に「師範系統の学生」である『新興教育』の「読者はそのクラス内に」教育サークルを作っていくこと、などを述べ、「これらの教育サークルの中心となって活動する人々」によって「下からの自主的な全国的な大衆的組織」として結成されるのが「新興教育同盟」であること、を解明・解説したのであった。この「川田論文」とともに「新方針」を実施していくための重要な論文がもう一つ、『新興教育』の翌月号（1932年4月号）に掲載された。それは「村井徹夫」署名の「新興教育同盟結成のための組織問題 東京支部準備会の活動並びにその批判を中心に」で、筆者の村井は浦辺と同じく「教労」フラクションの小田真一である。浦辺の論文が主として「教育サークル」の面から「新方針の実施」方向を述べたのに対し、小田のそれは表題のとおり組織面からその解説をしたものであった。その論文では、「新方針」確立後東京支部準備会と地方に四ヶ所の支部準備会が確立したものの、東京支部では「第一の闘争目標」であった「教育サークルを作るための活動」が「いまだに十分な成果を挙げていない」こと

から、改めて教育サークルを作るための方策について述べている。そのうえで「班及び地区」「支部」「同盟」のそれぞれの組織体制をどのようにするのかを明らかにした。そして最後に「新興教育同盟が一日も早く結成される」ために「第一に、工場、農村、職場、学校に教育サークルを組織」すること、「第二にその活動を通じて同盟員を獲得し、従来の支局を地区、支部に再組織」すること、「第三にかゝる組織の拡大強化を通じて、新興教育研究所を同盟に再組織」すること、を再提示したのであった。

こうして「長田論文」「川田論文」「村井論文」によって研究所形態による教育研究を中心においた活動から教育サークルに依拠した「新興教育同盟」の結成へ、という方向に大きく舵が切られることとなった。このような流れの中で「新教」は汎太平洋プロレタリア文化闘争や国際児童週間闘争などに取り組み、また大衆の宣伝の目的を含めた機関紙『教育新聞』の発行などによって運動の発展を試みるが、しかしながらその目論見は一層厳しくなる弾圧のためなかなか思うように進まなかった。創刊された『教育新聞』をはじめ雑誌『新興教育』（1・2月合併号、4月号）なども次々と「発禁」処分され、研究所の財政難に拍車がかかる。地方組織にも各地で弾圧が加わって、方針にある「教育サークル」作りはあまり進展しなかったのである。

このような折に書記長の田部 久から常任委員会に意見が提出された。それは、「一月方針」によって教育サークルが労働者・農民の間に作られるはずのところ未だにできていないのは「一月方針」自身が間違っていたからだという内容のものであった。「新教」の運動の特殊性は、教育問題全般にわたるものではなく、労働者・農民の「読み、書き等」を中心とした「初歩的一般教育の欲求の充足」にある、そのための教育サークル活動を基礎にして研究所から「新教同盟」への組織転換を早急に成し遂げようというのがその主張であった。田部が主張するその背景には、「新教」書記局員でもあった延山 潔（松永健哉）らが実践していた東京の朝鮮人労働者に日本語を教えるサークル活動があった。そこでの取り組みを一般化して、同盟のサークル活動の方針に取り入れようとしたのである。当然のことながら「新教」の指導部にいる者たち、池田種生や小田真一からも反対の意見が出される。そしてこれら異なった意見を調整して方針を再確立する必要性が生じてきた。1932年8月、そのために全国支部代表者会議が開催されることになった。そこでの討議でも簡単に決着はつかなかったが、研究所から同盟へ転換することを急がなければという点については意見が一致していたので、代表者会議はただちに新興教育同盟準備会結成大会へと切り替えられ、その「運動方針」として結局田部、延山、中村ら日本共産青年同盟グループ（フラクション）の主導する書記局原案が承認されることとなったのである（これが「八月方針」と呼ばれるもので、原案執筆者は田部）。

結成大会では「新興教育同盟準備会結成宣言」、「新興教育研究所解体声明書」、「新興教育同盟準備会運動方針」（「行動綱領」「規約」を含む）、「新興教育同盟の組織方針」、などが採択され、こうして1930年9月以来2年間にわたる活動を続けてきた新興教育研究所は正式に「解体」されることになった。

「準備会」は、「日本プロレタリア文化連盟の指導の下に、我が同盟の任務を遂行するために工

場、農村、職場、学校、兵営に、教育サークル活動を展開し、同盟結成のための組織の拡大強化をその使命とするものである」と「宣言」し、以下の8項目から成る「同盟の主要任務」を掲げている。

- (イ) 労働者農民その他の勤労者の日常生活者に於ける初歩的一般教育に対する欲求の充足。
- (ロ) ブルジョアジー、ファシスト、社会ファシストの初等教育理論との闘争。
- (ハ) 初等教育機関のブルジョアの独占との闘争。
- (ニ) 無産児童の完全なる教育的欲求充足のための一切の物質的条件の獲得のための闘争。
- (ホ) ブルジョアジーの反動的初等教育との闘争。
- (ヘ) 植民地に於ける帝国主義教育との闘争。
- (ト) ソヴェート社会主義初等教育のヨーゴ。
- (チ) プロレタリア初等教育運動のための労働者幹部の養成。

これら諸項目の内最も重要なものとされたのが最初の項目であったが、前記田部の主張が取り入れられたことがよく分かる。また、研究所時代には幼児教育から高等教育、成人教育に至るまでおよそ教育の全分野とでもいってよいほどの広範な事柄がその取り組みの対象とされており、「一月方針」でも実業補習学校や青年訓練所などの青年教育の問題が意識されていたのに対し、この「八月方針」では「初等教育」に焦点が当てられていることが注目される。この「活動方針」の中ある38項目の「行動綱領」でもおおよそそのようだといえることができる。これらは「初歩的一般教育の充足」を基軸に据えたところから当然もたらされるものであったのである。

この結成大会では、以上のような諸方針を決定するとともに同盟内の指導・執行体制を新しく整え、そのメンバーを選出している。その一つが「準備委員会」で、野上荘吉（池田種生）以下25名が委員となっている。もう一つの「執行委員会」は、委員長（野上）、書記長（田部）の下、書記局、組織部、教育部、調査部（国際教育事情）、財政部、青少年対策部、婦人対策部という構成がとられている（ここでは組織部が公然と表示されるようになったことが注目される）。この時浦辺は、東京支部準備会からの代表として他の二人とともに準備委員会委員となり、また執行委員会では書記局、組織部（関東中部担当）、財政部、出版部（機関誌担当）、青少年対策部の各委員になっている。このように浦辺が一人で何役も担当することになったのはそれだけ周囲から信頼されていたからだということでもあるが、他方ではやはり人手不足という面があったことを示している。

「初歩的一般教育の充足」という方針の是非をめぐってはなお完全に意思統一ができたとはいえないものの、同盟形態への「発展」ということでは足並みをそろえて、準備会の活発な活動が開始される。しかし当局の弾圧もすばやかだった。準備会結成大会の直後、書記長の田部、書記局の中心メンバー延山 潔、中村 浩が検挙されてしまう。これは日本共産青年同盟（「共青」）への弾圧が糸口になって、同盟準備会内でそのフラクション活動をしていた3人が逮捕されるというものであったが、普通なら指導部へのこのように早い弾圧はその組織にとって決定的ともいえる打撃になるはずであった。ところがそのようにはならなかった。浦辺（変名は坂井）が中心とな

り、書記長代理について、岸（小田）、木村（相沢一男）のほかに新たに組織部の八島（茂木久吉）、教育部・出版部の井上雪夫（井野川潔）らを加えて直ちに書記局を再編したからであった。最もこの新指導部も長くは続かなかった。1ヵ月後の10月中旬、今度はその坂井と、八島、沼井（井野川）が検挙されてしまったのであった。その時の模様を後に井野川（浦辺とともに書記局および出版部にいた）が書いているので、そこから引用しておくことにする⁽¹³⁾。

「夜明けの五時ごろ（……）麹町署の特高三人にふみこまれた。八島 坂井 私の順に検挙された。あとで坂井が、組織部の防衛のため、他の部分的なことを出さざるをえなかったのだ、と事情をはなしてくれた。坂井は私の下宿でいっしょにプリントしたものを、ポケットにいれたまま、八島との連絡場所に行くと、八島はおらず四人の特高に取囲まれて捕まってしまった。そのプリントの印刷先を追及してくるので、八島が組織部を暴露していない、と悟った。そこで、一晩がんばって、私の下宿を自白した。その間に、坂井との連絡の切れた岸（小田）が、坂井の検挙されたことを悟るだろう。そこで岸は、組織防衛と、書記局再建の手をうつつだろう、というのが坂井の思案であった。」

ここにあるように浦辺ら3人が検挙されると、今度は（浦辺が「思案」したとおり）書記局・組織部の小田が中心となって、小田書記長、久保田誠（組織部担当）、下平利一（機関紙部担当）、牧（村島雄一、東京支部担当）を中核とする書記局の再建を果たしている。この二度にわたる中央指導部への弾圧にもかかわらず、同盟準備会が壊滅しなかったのは当時の組織部メンバーの働きに負うところが大きい。検挙されても組織部の活動は口にしない。どんなに厳しく尋問（拷問）にかけられても支部の組織、アドレスを守りとおすことに全力をあげる。日常的な備えとともに弾圧があるとただちに組織防衛、組織再建の対策をとる。こういった活動があってはじめて組織は維持されるのであった。検挙に際して浦辺が取った行動も、厳しい弾圧体制の中で仲間を大切にし、その組織を守り、発展させたいという、そういった願い・思いに裏打ちされたものだったのである。

こうして二度目の不当逮捕による留置場生活を余儀なくされた浦辺は11月も終わりのころになってようやく「起訴留保」で釈放される。留置場の中で記した「手記」⁽¹⁴⁾には「私のとりくんできたプロレタリア教育運動、労働者農民の自主的教育は決して誤りではないが、家族の扶養を捨ててきた私は、今は何とか就職して家族に対する扶養責任を果たそうと思う」⁽¹⁵⁾という趣旨のことが記されている。出所後の浦辺は、郷里に戻り、しばらく友人の経営する家具店で働いた後、1933年3月、小田真一の勧めや、東京帝大セツルメント（東京・本所）にいた松永健哉の紹介で、同セツルの専従職員になり、託児部、児童部に属して仕事をようになる。そして、4月には松永、村島雄一らと児童問題研究会を組織し、7月には『児童問題研究』誌を創刊する。この雑誌は、『新興教育』が1933年6月の謄写版印刷を最後に停刊を余儀なくされた後、部分的にはそれを引き継ぐような役割を果たしたのであった。このようなことを含めて浦辺のその後については、本小論の「はじめに」に再掲した浦辺の諸論稿や、浦辺『日本の児童問題』（新樹出版、1976年5月）所収の穴戸健夫氏の「解説 浦辺史 その歩みと仕事」などに詳しく書かれている。

るので、それらを参照して頂ければと思う。

3. 執筆活動をととしての運動への貢献

浦辺が新興教育運動においてその組織的活動の上で果たした役割はおよそ以上のようなものであった。そこで次にもう一つ別の角度から、つまり執筆活動をととしての浦辺の貢献を明らかにするために、「まえがき」で記載しておいた諸論稿について若干の考察を加えてみることにしたい。但し前にも述べたように、それらの中には既に触れたものもあるので、それらについては除外する。

最初に「何故浮び上るか」であるが、これは『新興教育』1931年9・10月号（創刊一周年記念号）の投稿欄「学校から」に掲載され、筆者は「栃木県 川田吉太郎」となっている。「新教」組織部の活動に入ったころのもので、運動に携わっている者たちが陥っている「大衆がついてこないとか、浮び上っている」という問題に対し、どのようにしたら一般教員から支持されるようになるかを具体的に提起したものであった。「教室に於て受持児童に漫然と教化闘争」を行ったり、「観念的に左翼的言辞を弄したり」するのではなく、「細心の注意をし常に教員大衆と共に行動し決して孤立してゐてはいけない」ことを、学級での指導や、職員会での言動、学校での持ち物（「左翼出版物」を持っていかないこと）、「教案簿」の書き方（校長等の「お気に召す様に書いたほうがよい」）、放課後の過ごし方（「なるべく未組織教員と仲良くするために時間を割く」）などを例にして説いたのであった。なお浦辺は東京の教員であったし現に東京で活動しているのに「栃木県」とあるのはいささかおかしいのではと思われるかもしれないが、これは誤植ではない。官憲にその所在をさとられないようにするための方策としてわざとそのような記載の仕方が取られたのであった。『新興教育』に掲載されている地方からの通信や投稿論文は、ほとんど総て変名の使用とともにこのような配慮がなされている。

なおついでに記せば、この「大衆から浮いている」という問題は学校現場にいるいわゆる活動家教員の問題であるだけではなかった。そのことに関連して、当時水戸高校で社会科学の読書会に加わったため1年間の停学処分を受けたあと「教労」「新教」の運動に参加し、その指導的な役割に着いた経験を持つ宮原誠一（当時の変名は中田貞蔵、後に東大教授）が述べた文章（「戦後」に書いたもの⁽¹⁶⁾）があるので、その一部をここに記しておきたい。ここには当時の運動に携わった者たちとその活動に見られた一つの傾向が示されているからであり、それに対する浦辺の態度を垣間見ることができるからである。

「考えてみれば、まだ高校生の身で現場の教師たちを組織することをやっていたわけである。だから私自身のことからすれば、学生運動気分であり、はなはだ質の低いものだった。あの時期の客観的な社会的条件としては革命的な条件ももっていた情勢の昂揚を、主観的にうけとって、革命前夜のように思い込み、ただひたすら純粋に主観的に一途に活動していたのである。しかしそれとは別に、現場の教師で組織に入ってきた人たち、さらに地方で活動

していた人たちの場合は、もっとちがったものをもっていたということは考えておかなければならない。山口近治さん、浦辺史さんなどは、現場の教師の気持ちもよくわかっており、しっかりした人たちであった。浦辺さんからは、特に私などは、教労・新教は現場から浮き上がっている、という強い批判をうけたことがあったのを思い出す。」

続いて「残された俺たち」であるが、これは『新興教育』の翌月号（1931年11月）に掲載された。筆名は「山梨 川村守三」となっている。この論稿の前半は、しばらく前まで教員をしていた時（西多摩郡五日市小学校）の「教え子」へ出した手紙に対する「教え子からの手紙」（返信）の紹介である。そこには、浦辺がその学校で「プロレタリア教化」（「プロレタリア教育」）してきた数名の子どもたちが、浦辺が検挙・退職させられた後、手紙の主を除いて「もろくも反動教員に屈服」してしまっていることなどが記されていた。そこから浦辺は「子供達は彼等ばかりでは結束を守り続ける事が出来なかった」こと、「少くとも彼等を指導し、支持し援助する大人の力が必要だった」ことを改めて学び取り、「農村教育労働者は単に貧農児童へ働きかけるばかりでなく同時に貧農青年又は父兄への働きかけ」（傍点は原文による）も欠かすことのできない大切なものであるとして、そのことを強調したのであった。

川田吉太郎署名の「学校自治会の自主化！」は『新興教育』32年12月号に掲載されている。これで浦辺は組織部の仕事を続けながら同誌上に3号連続で論文を書いてきたことになる。そこには旺盛な活動意欲があったことを推察させるものがある。ところで、新興教育運動の担い手たちはその運動の当初から、教室での授業実践ばかりでなく自主的な児童自治会の組織化とその活発な活動とを重視していた。またそこから発展して「ピオニール」（労農少年団、無産少年団などの呼称もある）を組織したり、その指導にあたることも重要なことと考えていた。「ピオニール」はそれ自身が子どもたちによる闘う組織として大切なものであるというばかりでなく、児童自治会を内側から支え、強化する（その核になる）ものとしてその重要性が認識されていたのであった。「教労」結成時の「綱領」「行動綱領」「スローガン」の中で当面の闘争課題として掲げられている5領域の中の「児童の領域」に「自主的児童委員会の確立」「児童委員会による一切の要求の自由」「労農少年団の組織」という項目があることは既に「前稿」で紹介しておいた。また「新教」でもその研究部会の一つに「ピオニール研究会」を設置し、『新興教育』誌にたびたび国内・国外の「ピオニール」に関する記事や論文を掲載している。そういう中で浦辺のこの論文は、自己の教員時代の経験・実践をふまえて書かれたもので、個人論文として発表されたものであるが、実際には「新教」の方針案を示したような形になっている。全体は9ページに及ぶかなり長大なもので、次の4節から成り立っている。

- 一、学校自治会はどんな役割をもつか
- 二、学校自治会はどうしてつくるか
- 三、学校自治会はどんな組織にするか又どんな仕事をするか
- 四、学校自治会についての二三の注意

この論文で浦辺は最初に学校自治会の必要性について述べている。「恐慌の深化」によって人々

の生活がますます苦しくなり、子どもたちの間に「生活の窮乏から来る経済的、物質的不平不満要求」が高まっている。彼らはそのため「自然発生的にも」闘っているし、「大人の闘争に参加」し、「全国各地にピオニーロがどしどし結成されつゝある」。一方「支配階級」は「早くから反動的自治会を作って」「児童の心を捉えて」（傍点・浦辺）「ブルジョア道徳をよりよく実践させるため訓練してゐる」。このような「情勢」であるので「我々教育労働者が教化反動より児童を守り、正しく教育するためには児童の自主的な活動機関がどうしても必要である」というのである。そして、その「学校自治会」については「組織児童（ピオニーロ又は特に訓練されたプロレタリア貧農児童）のヘゲモニーの下に作られたる労働者農民中間層等の全児童の不平不満要求を統一して闘う機関」とし、「未組織児童と組織児童を結ぶベルトである」と規定している。そのあと学校自治会の作り方とその組織・活動内容について具体的に述べ、最後に教師の指導上の留意点などについて記している。それは、教授に際して「児童達を出来るだけ独力でやらせる自主的な弾力性のある教授方法を用いる」こと、「教壇上から××的な言葉で説く」のではなく「プロレタリア貧農児童の物質的要求を基礎としてプロレタリアの階級行動に導き入れる」こと、「反宗教的な科学的なものの見方考へ方を体得させる」（傍点・浦辺）こと、「教材」の本質、狙いを見抜くこと、「プロレタリア貧農」の「優秀」な子どもを発見したり「児童の階級構成」を調べるためにも「児童調査」が必要であること、以上のようなことを内容とするものであった。この浦辺の論文には、文末に「ピオニールのこともはっきり知らない自分であるから多くの誤謬の含まれてゐることゝ思う」、「充分な批判と意見を望む」とあり、明らかに個人論文の体裁をとっているが、前記したように「新教」の「学級・学校自治会方針」という受け止められ方をして各地の教員たちに参考とされたのであった。なお、文部省学生部の『プロレタリア教育運動 下』（1933年4月）に「全協教育労働部機関紙第十七号に掲載」された「教労」の方針「如何にして自主的学級自治会をつくるか」が載っている（69～72ページ）。現物が発掘されていないので何時発行されたものなのかわからないが、つまりこの浦辺論文との間の前後関係は不明であるが、その中に流れている基本的な観点には共通するものがある。即ち「受持児童のもつ不平不満をとらえて闘争を組織」すること、「闘争を通じて自主的な学級児童自治会をつくる」こと、その中に「プロレタリア貧農児童のヘゲモニー」を確立・強化すること、が課題とされているのである。

「自主的教育委員会を作れ」は「全協」一般使用人組合教育労働部書記局の機関紙『教育労働者版』（1932年1月14日）に掲載されたものであるが、この号も現在未発掘なので前記文部省学生部『プロレタリア教育運動 下』に全文引用されているもので見ると仕方がない（なお、発掘されているものとの関係でみると掲載号は第4号であると判断して間違いはない）。日本でこの「自主的父兄委員会」という考え方が出てくる契機になったのはやはり「プロフィンテルン」第5回大会のアジ・プロ会議で採択された「テーゼ」であった。それを受けた掲掲の古川総一郎（蔵原惟人）「プロレタリア芸術運動の諸問題」（『ナップ』1931年6月号）で、プロレタリア文化連盟の「行動綱領」（7項目）の第4番目に「父兄委員会の創立と、労働者・農民の児童に対

する授業料免除および学用品の無料給与」という形で表現された。一方その結成時（1930年10月）に「全協」支持を表明した「教労」は、その「行動綱領」の中で「教員による学校の管理運営権の獲得」などととも「プロレタリアならびに貧農父兄会の設置、及びそれによる学校行政並びに運営の監視」を打ち出していた。ところがスローガンとしては掲げられるものの実際にはなかなか実現しない。そこで改めて浦辺の手でこの論文が書かれたのである。もっとも現物が発掘されていないのでこの論文に執筆者名が記載してあったのかどうかは分からない（文部省のものには何も記載されていない）。つまり「教労部」の正式な方針書として出されたのか、個人論文の形をとってその意向が示されたものなのかについて今断定することはできないということである。しかしいずれにしてもその中身が単なる個人的な主張ではなく、組織の方針を示したものであることは間違いない。

この論文によれば「自主的父兄委員会」は「労働者、農民、小作人を中心とした」機関で、「革命的教員」との提携を図り、両者の「統一戦線」に大きな役割を果たすものとされている。その「任務」は「(一) 無産児童が要求している学用品、昼食の無料支給、授業料の撤廃、軍国主義的教育反対等の闘争。(二) 更に教育労働者の俸給不払、首切り不意転、児童の文化的、経済的、政治的要求獲得のための闘争。(三) 労働大衆の児童を文化的、経済的に犠牲とする反動的な学校経営に対して監視し闘争して行かねばならぬ」ということである。そのことを明らかにした後、ではどのようにして作るのかを「既成の保護者会(父兄会)」のあるところ、「全く父兄会のないところ」の両方から例を挙げて説明し、「父兄会の中心となるべき階級意識ある父兄」を見出すことの重要性と、「左翼労働農民組合のあるところではそれ等との組織的協力」の必要性とを強調したのであった。ところでこの方針であるが、その後も一般の学校現場では実効性を発揮するところまでいかなかった。むしろ無産者託児所の中で生かされたのである。ここではプロレタリアの子弟はプロレタリアの手によって教育されるべきであるという考えに基づいて保母と父母とが力を合わせて託児所の運営や教育にあたった。『新興教育』誌には、その一例として「無産者の母と保母の座談会」が掲載されている(32年3月号)。なお「戦後」の一時期、公立小学校に「学校委員会」が設置され、教員・父母・児童の三者による学校運営に取り組んだところがあるが、それは「戦前」におけるこれらの「自主的父兄委員会」の理念が継承され、新しい形で実現したものだといえることができる。

最後に「^{ふた}二いろの先生」であるが、『ピオニール トクホン』第一輯(1932年2月、新興教育出版部から発行、謄写版印刷)に載っており、その折のペンネームは「大野健一」であった。掲載誌である『ピオニール トクホン』は、「教労」「新教」の教師たちがピオニールの子どもたちの為に作成した「教科書」で、第三輯以後『ピオニールの友』と改題され、『ピオニール夏休み帳』を間にはさんで第七輯まで、それに特集号が1冊加わって、合計8冊が刊行された。これらはいずれも「発禁」にされたが、労働組合、農民組合、「新教」の組織網などを通じて事前に配達され、各地のピオニールの手に渡っていった。

新興教育運動ではその当初から少年運動への取り組みも重要なものとしていた。「教労」発足

時の「行動綱領」では「児童の領域」問題の1項目に「労農少年団の組織」を掲げ、「新教」も第1期の研究部会の一つにピオニール研究会を設置し、以後もほぼ一貫して重視した姿勢を崩さなかった。そのピオニール運動の中では、一般的にいて少年の組織化および運動の指導は労働組合、農民組合、部落解放組織（「全国水平社」）などの青年部が担当し、理論面や教材の提供、実際の授業活動などは「教労」「新教」側が責任を負うという形がとられた。が、特に「新教」が「コップ」に加盟し、「同盟」組織に転換することを決定した「一月方針」（既述）で、3項目の「新しい任務」の第2に「プロレタリア少年組織に対する技術的援助」が、そして第3（の一部）に「ピオニール指導者達の理論的啓蒙」が掲げられると、この活動が一層活発になった。『ピオニール トクホン』など一連の教材はこの時以後積極的に取り組まれたその成果である。

子どもたちのために書かれたこの「教材」で、浦辺が「二いろ」としたのは「貧乏人の味方」をする先生と、「金持ちの味方」をしている先生のことである。ここで浦辺は、教師の日常的な態度や振る舞いを材料にして、誰にでも分かるような言葉で、即ち小さな子どもたちにも分かるように、それぞれの特徴を押さえている。浦辺の描く（そして当時の運動に参加していた教師たちにはほぼ共通する）〈あるべき教師像〉と〈非難されるべき教師像〉とが、極めて具体的な形で記されているのである。そこで、少し長いが、その部分だけを引き出してここに記しておくことにしたい。なお、原文では漢字に縦て振り仮名がつけてあるが、ここでは特別な読み方をする一カ所を除いて省略する。また全体が箇条書きになっているが、普通の文体で表記する。

「貧乏人の味方をする先生」は「神様や仏様はないと教へる。修身や国史にかいてあることをそのまま教へないで、みんなによく考へさせる。そして、本のまちがってる事をハッキリ教へてくれる。貧乏人の子供を決して、いぢめない。エコヒイキしない。

『先生はなぜおいらを教へてるのよう』ときけば『おまんまが食べられないからよ』と答える。いつでもみんなのために校長とたたかってゐる。自治会をこしらへ、みんなの言ふことを大ぜいで相談する。」

「金持ちの味方をしてゐる犬先生」は「神様や仏様におぢぎをしないと、しかる。教科書のことをそのまま教へて、まちがってゐることも、すどほりにしてしまう。いい洋服をきたり、よくできる子供ばかりかあいがってみんなをいぢめる。とてもエコヒイキでウソツキだ。いつも校長にペコペコしてゐて校長と仲がよい。『先生はなぜおいらを教へるのか』ときけばきつと『みなさんをよい人にしたいからです。』なんて答える。国のため戦争に出かけて死ぬことを、よいことだと教へたりする。」

現在の感覚からすると少し表現上の工夫が在ると思えない点がないわけではないが、貧困と差別、迷信や偽善の中で生活していた当時のピオニールの子どもたちやその親たちからすれば大いに共感されるものがあつたに違いない。裏返していうと、子どもたち親たちが教師に対して感じていること、思っていること、あるいはこうあってほしいと願っていることなどを浦辺が代弁したというようにいえなくもない。

以上、浦辺は、「前稿」で紹介した「東京の同志諸君に訴ふ」をはじめに、最後の「教育サー

クルと新興教育同盟」に至るまで、1931年8月から32年3月の間に合計7本に上る論稿を次々と書き続けた。運動の指導者の立場から書いたもの、組織部という角度から提言したもの、教師の経験に基づいたもの、子どもたちのためのものなど、その内容は様々であるが、いずれも運動にとって重要な意味を持っていた。こうして浦辺は組織的な活動のうえで重責を果たしたばかりでなく、執筆活動を通じても運動に大きな貢献を成したのであった。

4、「浦辺後」の新興教育運動

(1) プロレタリア科学同盟（「科同」）の中へ（「新教」第4期）

浦辺が検挙され、組織的活動から退いた後の同盟準備会の運動はどうなったかといえば、それはもう大変厳しいものであったといわなければならない。指導部は再建されたとはいうものの、1932年8月末からの東京支部への弾圧をはじめ翌33年4月にかけて長野、静岡などの有力支部を含めて各地の組織が徹底的に攻撃にさらされた。また『新興教育』など組織の出版物は以前から次々と「発禁」にされ、印刷所で刷り上げたものを警察がそのまま押収してしまうということまでなされていた。32年4月号を最後に活版発行ができなくなった『新興教育』は、その後も謄写版印刷で発行されていたが定期刊行は困難で、ついに33年6月号をもって姿を消すことになる。こうして地方組織の衰退縮小化と財政上の困難は増大するばかりとなったのである。

このような状況の中で田部らの「八月方針」に対する批判が公然と出るようになる。「コップ」の機関誌『プロレタリア文化』の1933年4月号に載った山村桃代（浅野研真）「日本に於けるプロレタリア教育運動の新たな段階について」を手始めに、謄写版印刷の『新興教育』6月号には「全協」一般使用人組合教育労働部東京支部対策委員会から同盟準備会書記局に宛てた意見書「新興教育同盟準備会の方針に関する意見」が「東 哲朗」の署名で載っている。この意見書は、学校教育とその担い手である教師の役割を重要視し、「新教」の特殊的任務を「初歩的一般教育の充足」のための闘争と規定することに反対する。また合わせて、「文化闘争」一般の中に解消してしまうことにも反対するものであった。このような折に「コップ」中央協議会の指導部（委員長は川内唯彦）が「新教」と日本プロレタリア科学同盟（「科同」）の合同によって文化＝科学戦線を統一強化するという方針を打ち出してくる。両組織とも弾圧による地方組織が壊滅的状况の中で、組織を維持しようとするればこのような方向をとるより仕方がないというのが実情であった。「新教」側（この時の書記長は小田真一、書記局員は久保田誠、下平利一らで、前記浦辺書記長代理らの逮捕後に再建された）としては十分討議し、意思統一する時間も持てなかったが、とにかく受け入れざるを得ないという結論になった。新興教育同盟準備会拡大執行委員会は1933年7月23日付けで「新興教育準備会のコップ各同盟、特に科学同盟への発展的解消に関する決議」を採択し、それを『プロレタリア科学』誌の9月号に掲載した。なお、この号には、この「決議」とともに「科同」常任中央委員会「共同闘争の決議（新教のコップ加盟諸団体への特に科同への発展的解消について）」が合わせ掲載されている。

この「決議」で同盟準備会は、「八月方針」による「特殊的基本的任務」とそれに基づく活動を自己批判し、「科同」への「発展的解消」の必然性を提起したが、その趣旨をより明確にするために書記長小田が「野村 宏」の筆名で「新教解消に就いての二三の問題」を執筆し、『プロレタリア科学』の10月号に載せたのであった。その「野村論文」は、教育に高級低級の区別をつけ「初歩的一般的教育」という低級の部面を受け持つのが新教同盟準備会の役割だとする田部の理論（「八月方針」）を批判し、「各団体はそれぞれの立場から（文学・音楽・科学といった）労働者の初歩的教育を企業を基礎に展開していくべきであって、その団体間の区別はどこまでも文学とか音楽とかという文化の要素にあるのであって、初級とか高級にあるのではない」というのであった。したがって、ブルジョア教育内容や教育体制に対する闘いは「コップ」加盟の各団体がそれぞれ手がけなければならない課題であり、「新教」という一つの組織が担うべき性格のものではないから、「新教」は科学同盟の教育科学部門に組織的に発展解消し、プロレタリア科学に立脚した教育闘争を展開するよう努力しなければならない、というのである。こうして「八月方針」の誤りは認識されるようになったけれど、既に「東 哲朗」論文のような指摘があったにもかかわらず、学校教育と教師の役割を重視する方向はますます薄らぎ、教育（文化）団体としての「新教」の独自性や存在自体を否定するところまでいってしまったのであった。1933年11月7日、同盟準備会は声明書「新興教育同盟準備会の発展的解体を声明す」を発表して「解消」が終了したことを公表する。機関紙『教育新聞』が、翌11月8日付に、「エドキンテルン其他各国教育団体への挨拶」とともに、この「声明」を掲載した（但しこの最終号も「発禁」とされている）。こうして新興教育研究所創立以来続いてきた独自の教育運動組織がその名を世上から消すことになったのである。

この「発展的解消」によって、青森、兵庫、熊本で旧「新教」のメンバーが中心となった「科同」支部が誕生したり、東京、大阪、横浜では支部が強化されるなど、確かに組織の力が強まるような傾向が生まれた。しかし弾圧は一層強まって、年内に青森、兵庫、熊本支部に、そして翌34年には「コップ」中央や「科同」中央にも最終的な大弾圧がやってくる。同盟準備会から「科同」中央指導部へ出ていた小田、久保田、下平もこの時検挙されてしまった。こうして（この折に弾圧を免れた兵庫支部の者たちが1936年までその活動を継続したのを除いて）「教労」「新教」の旗の下に闘ってきた教育労働者はその組織的活動を展開する道を閉ざされてしまったのである。また「コップ」加盟の諸団体も4月に組織解体を「宣言」せざるを得ず、これによってプロレタリア文化運動の組織はいずれも「壊滅」し、その歴史的な闘いに幕を閉じることになってしまったのであった。

そして大日本帝国は日中戦争および太平洋戦争（当時の言葉でいえば「大東亜戦争」）に向けてひた走りに走っていく。

(2) その後の教育運動の中で

しかしながら、組織の「壊滅」は直ちにその運動の「死滅」を意味するわけではない。「新教」

後の浦辺が中心的な一員となって活動した児童問題研究や保育運動（保育問題研究会）をはじめ、児童文化領域ではその一つとして松永健哉らの教育紙芝居運動が展開されている。『生活学校』誌に抛る「生活教育運動」では「新教同盟準備会」静岡支部で目覚しい活動をした戸塚 廉が中心となり、そこに「教労」「新教」の旧メンバーがかなり多数参画している。また田部 久や郡司宗知らは技術教育協会で職業指導と「総合技術教育」を柱とした技術教育運動を行った。教育科学運動を推進した教育科学研究会には山下徳治や菅 忠道らがその中心部で活動しているし、「生活学校」の運動に加わった者たちの多くもその終息後この「教科研」の運動に参加している。このようにして新興教育運動が手がけた「遺産」は、部分的にはあるがそれぞれの運動の中に引き継がれていったのである。

もっともこれらの運動も弾圧のためそう長くは続かなかった。1941（昭和16）年12月の太平洋戦争開始を目前とする時期になると、他の領域と同じように教育の分野でも一切の自主的・良心的な運動は不可能になる。もはや組織的な活動はできなくなった。その中で多くの者たちが学校・職場を追われ、そこに残り得た一部の教師たちはカモフラージュと創意工夫によってその良心の火を灯し続けたのであるがその数はごくごくわずかなものに過ぎなかった。

「敗戦」、新しい状況の下で全国各地に教職員組合が結成されてくる。それと呼応して国民の間にもいろいろな願いに基づく教育運動が展開されるようになる。各種の民間教育研究団体も次第に組織されるようになった。そして、これらの運動の中に、かつて新興教育運動の中で活動した人たちやその教え子たちの姿をかなりの数見ることができるのであった。1980年に新興教育複製版刊行委員会の手で「新興教育基本文献集成」（全5巻）が刊行された折、労働運動史研究の大家・塩田庄兵衛氏は、この運動に「戦後の民主的教育運動の直接の源流」⁽¹⁷⁾ という評価を与え、その評価の中には、「戦後」直後の教育運動の中でその活動家が大きな役割を果たしたという点のみならず、運動と理論、それに教育実践の質という面においてもそう評価するにふさわしいものがそこにある、という認識が働いている。私自身もこの「塩田評価」に同意する者の1人である。もっとも本小論はそのことを全面的に論証することを目指したわけではないので、その点については拙著『新興教育の研究 1930年代のプロレタリア教育運動』（ミネルヴァ書房、1981年12月）などを合わせて参照していただければ幸いである。

むすびにかえて

浦辺もその有力な一員として活動した新興教育運動を改めて見直してみると次のようにいことができる。

「教労」「新教」の発足（1930年）した時期は、世界の資本主義諸国が大規模な経済恐慌（世界大恐慌）の波にさらされ、帝国主義諸国間の矛盾がどうにもならないほど露わになって、やがて第二次世界大戦へ突き進んでいく、その前夜とでもいうべき時であった。いうまでもなく天皇を頂点とする帝国主義日本（大日本帝国）もこの埒外にいることはできない。海外侵略と、国内

の政治反動を強化することによって、この「危機」を乗り越えようとしたのであった。「治安維持法」(1925年4月制定)を勅令で改定(1928年6月、「死刑」を規定)し、全国的に整備された「特高警察体制」をフルに活用して、日本共産党をはじめ労農運動その他の民主運動に対する弾圧を次々と実行に移していった(「三・一五事件」,「四・一六事件」など)。翌1931年には「満州事変」が引き起こされ、戦争とファシズムの道が整えられると、事態は急速に進展する。37年からの日中戦争、41年からの太平洋戦争を経て、1945年8月の敗戦まで実に15年の長きにわたって「戦争の時代」が続くのである。「教労」と「新教」は、こういった交際の・国内的状況の中で「貧乏」生活にうちへしがれた子どもたちの生存権を保障させることを共通の願いとして結集した教師たちが、そこにとどまらないで彼らの教育を受ける権利(学習権)の保障やさらにはその全面的解放という課題にまで立ち向かっていった運動であった。また子どもたちに対するそのような課題とともに、軍備拡充によってもたらされる財政緊縮政策による教育費削減、それによる教師の身分の不安定化(減首、人員整理など)や経済的圧迫(教員給の引き下げなど)という事態に抗し、教師の教育権と教育の自由を求めて、果敢に展開した運動でもあった。そのためには、内外の先進的な労農運動やプロレタリア文化運動に学びながら、それらと手を携えて進めることが必要であるが、その必要性についての認識も極めて明瞭であり、自覚的であった。もっとも、厳しい体制下でそのことが必要以上に重視され、その結果、当初は教育労働者組合運動と教育研究運動とに役割を分担し合いながら始められた活動が、前者は一般使用人組合の運動の中に統合され、後者はプロレタリア文化運動の中に解消されるという、今日から見れば「誤りだった」という評価を避けられない事態にも立ち至ったのであった。しかしそういう面があったものの、全体としては、天皇制国家の下での絶対主義的＝帝国主義的教育統制・教育支配の重圧に対して、「反帝、反独占、反戦平和、反天皇制」の立場に立った民主的な教育運動を勇敢に繰り広げた、というようにいうことができる。その闘いは実に全面的であり、総合的であって、現在では、「権力とその教育の本質にたいする科学的階級的な批判を非妥協的におし進めた運動、教育をその社会の経済的・客観的基礎と政治的・文化的な支配の機構との関連のなかで科学的にとらえ、その関連のなかでまさに総合的に教育闘争を組織し展開した運動」⁽¹⁸⁾(岡本洋三)という総合的評価がほぼ定着している。

ところで「戦前」の教育運動の中で、もっとも厳しい弾圧にさらされた⁽¹⁹⁾のがこの新興教育運動であるが、それは何故なのであろうか？その答えは上記したところにある、ということができるが、全く別の角度からもう一つのことと言及してこの稿を閉じることにしたい。

そのことを考える素材としてここで用いるのは、浦辺が新興教育同盟準備会の書記長代理の時に逮捕され、警察の取り調べの中で書かされた「手記」である。浦辺が「手記」を書いて、起訴留保となり出所したことについては既に触れてあるが、その書かれた内容を今私たちは知ることができる。文部省学生部が出した思想対策^秘資料『左傾学生生徒の手記 第二輯』(1934年3月)の中に収録されているからである。ところで、私自身が文部省のこの文献をはじめて手にしたのはまだ学部学生の時であった。卒業論文で「新興教育」について書こうと思いついていたところで、

東大教育学部図書室で関係資料を探している時に偶然目に留まったのであった。直接「新興教育」に関係するものとは思わなかったが、「左傾」と「文部省学生部」それに発行年の「昭和九年」が気になって、他の諸資料とともに借り出して読んでみた。たくさんの学生の手記が収められていて、どれもそれなりに興味深く読んだのであるが、どうせ警察の手によって無理やり書かせられたものであろうという意識が働いて、あまり気にも留めなかったのである。ただその中に学生以外の者が書いた二、三のものが含まれていたこと、そして「元教員」のものが一つあったこと、その教員はどうか「新興教育」に関係して逮捕されたものらしいということだけは記憶に残ったのであった。そんなわけでその時はメモもとらず、ただコピーだけをとって、後はそのままどこかにしまいこんでしまっていた。その後どこかでこの「手記」が浦辺のものであることを聞いたか、教えられたかしたはずなのであるが、それについてははっきりした記憶はない。多分新教懇話会かその後継の教育運動史研究会で、井野川潔氏からご教示されたのではないかと思われるが、確かではない。しかし、大学院に進学し、それらの会の事務局の仕事に精を出しながら「修士論文」では本格的に「新興教育運動の研究」に取り組もうと考えていたころにはその「手記」が浦辺のものであること十分承知するところとなっていた。ただ相変わらず、この種のもは警察によって無理やり書かせられ、作為に満ち溢れていて全く「史料的価値」がない、という意識があったためほとんど注目することがなかったのであった。しかしながらやがてこの認識では一面的過ぎることに気づくようになった。多くの「当事者」と接するようになり、またそれらの人たちが書いたものをおして、逮捕・取り調べの様子とともに「手記」を書くこと書く時の姿勢・構えというものについて教えられたところがあったからである。勿論、人によってその対応は様々であり、一様に括ることはできないが、総てを「敗者の記録」としてしまうだけでは見方が貧弱すぎるということである。

不当なことではあるものの逮捕・検束された以上は、その次の「闘い」が必要となる。そのための原則は、一つは被害をできるだけ他に及ぼさないこと、もう一つは可能な限り早く出所して、できれば一刻も早く「戦列」に復帰すること、であった。そのためには、自己の思想と行動が如何に正当なものであり、逮捕がどんなに不当・不法なものであるかを正面から主張すること、が大原則であるが、それだけでは早期釈放の道が開けない。官憲に屈服・変節してしまうような場合には全く別であるが、節を曲げず、少しでも早く釈放を勝ち取るためには部分的には官憲の意向を読み、反省しているようなポーズをとることも必要なことがある。そういったことも含めた激しい「駆け引き」「攻防」のなされるところが「取り調べ」の場であり、その最終的な表現が「手記」というものなのであった。したがって「手記」には「虚」と「実」が入り混じっている。そこから「虚」の裏に秘められている官憲の横暴さと書かされている者の「無念」の思いを読み取り、「実」の中にある官憲にとってはあまり意味のないようなことでも、私たちにとっては意味のあるような事柄を探り出すことが必要である。浦辺の「手記」に対してもこのような角度から読み解かれることが必要なのである。

もっとも今ここで行われなければならないことは、浦辺のその「手記」に書かれていることの

「虚」と「実」を分析することではない。それは私にとって興味深い事柄であるが、他日に期すべきことである。そうではなくて、何故浦辺のこの「手記」が文部省の前記文献に収録されているのかを考えることによって、天皇制国家が新興教育運動の何を恐れたのか、を前記のものとは別の角度から考察することにある。

『左傾学生生徒の手記』は全部で3輯からなり、第一輯が1931（昭和9）年1月、第二輯が同年3月、第三輯が翌35年3月に発行されている。一、二輯の編集発行元が文部省学生部なのに三輯が同思想局となっているのは34年6月に学生部が拡充され思想局⁽²⁰⁾となったためである。大学学生・高等学校生徒・専門学校（および女子専門学校）生徒など全部で285編（それに附として中等学校生徒のものが1編）に上る歴大な手記が収録されている。浦辺のものは、その第二輯の中だけにある「高等教育を受けざるも思想内容豊富と見做さるゝ者の手記」（「そのほかの者の手記」）5編の中の一つであり、執筆者は「著述業（元教員）R・X（當二十八年）」となっている（当然のことながらここから筆者が浦辺であることを推定するのはむずかしい）。全編の中で教員の書いたものはこれだけである。いうまでもなく警察・検察によって逮捕・検束された者たちの数は決して少なくない。それらの内簡単な取り調べで済んだ者以外はほとんど皆「手記」を書かされている。したがってその数は相当なものになるはずである。その中で浦辺のものだけが収録されたのは何故か？この書にはその説明がないし、またそれ以外のものにもそのことについて言及したものがないので、資（史）料的に確かなことは分らない。しかしながらそこから読み取ることにはある程度可能なのである。

そのことを考えるにあたって最初に確認しておかなければならないことは、この書を刊行したその文部省側の意図・狙いである。それについては表紙の裏ページに四角で囲んで、「本輯は思想問題に関し学生生徒の指導監督の任にある者其の他教育関係者の執務上の参考に資する目的を持って編纂したるものなり」（傍点・柿沼）とあることから理解することができる。ところで浦辺の「手記」は全文6ページほどのかなり長いもので、一、家庭関係 二、学歴 三、職業経歴について 四、思想推移の過程 五、日本共産青年同盟の関係 六、現在の思想並に将来の決心、の6項目から成っている。そこから浮かび上がる教師としての浦辺は、苦学して教師になり、その後も「家族扶養」のために力を尽くす教師、であり、かつては「熱心な皇室中心主義、国家主義者として決して人後に落ちるものではなかった」教師であり、「貧窮」した「農村の児童を如何に教育すべきか」について苦闘し、「真面目過ぎる」ぐらい真面目に、「児童の教育は自分の生活の全部であり、全生命」であるかのように教育活動に全力をあげて取り組んだ教師、であり、そしてそのために学び・研究する教師、であった。つまりそこに見られる教師の姿は、文部省などから見ても、推奨されこそすれ、非難されるようなものではなかったのである。そのような模範的な教師が、次第に教育のおかれている矛盾に気づき、社会科学の学習や社会主義の思想に接近し、非合法の教育労働者組合や、新興教育研究所の運動に参加していく、そしてプロレタリア教育の実践をもするようになっていったのである。子どもたちに好かれ親たちからも信頼される教師が、その教育活動を通じて国が進めている教育現実に矛盾を感じ、それを

教育だけの問題ではなく国家・社会の仕組みの問題として捉え、その角度から教育と社会の改革に邁進するようになること、このことを一番恐れ、脅威に感じたのが当の文部省であった。確かに新興教育運動に参加して教師たちの中には師範学校や高等学校・中学校時代に既に社会科学に触れ、その学習の当然の実践として組織に参加してきた者たち、あるいは運動に参加してから後教育に開眼するようになった者たち、も少なからず存在している。しかし、当局が何よりも恐れたのは、「帝国憲法」と「教育勅語」の精神を素直に信奉し、国定教科書と教師用教科書によって教育することに疑いを持たなかった圧倒的多数の教師たちが目の前にいる子どもたちの現実(封建的「家」制度=家父長制度と資本主義の重圧の下で呻吟している)にぶつかって、そのことに矛盾を感じ、その根本原因を探り、その克服をめざすようになることであった。浦辺の歩みはそのような教師たちの歩み方を典型的に示すものの一つだったのである。文部省が数多くの教師たちの「手記」の中から浦辺のものを選び出し、それを「教育関係者の執務上の参考」に供しようとしたのはまさにこのような理由だったからだといわなければならない。

事実、この教育運動に参集した教師たちの中には、浦辺のような教師たちがたくさんいた。もし日本の教師たちの多くが浦辺たちのようになったら、天皇と「お国」のために「一旦緩急アレハ義勇公に奉シ」「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼」すべき「忠良ノ臣民」(「教育勅語」)を育成することは不可能になる。そればかりか、戦争に反対し、経済的差別や貧富のある社会に疑問を持ち、天皇制に異を唱える国民を多数生み出しかねないのである。そのことをよく知っていた、またそうなることに脅威を抱いた「者」たち(天皇制国家=大日本帝国)が、行政と警察・検察の総力を挙げて、浦辺のような教員が生まれないようにし、周囲に影響を与えないようにし、そして根絶やしにしてしまうために、徹底的な弾圧を加えたのである。

[2005年11月3日 了、文化の日]

[付記] この小論を書き終える直前の10月28日、自民党は「新憲法草案」を決定・公開した。そこでは、現行の「憲法」(「日本国憲法」)がほぼ全面的に書き換えられ、「自衛軍」という名の軍隊を保持することが明記され、海外で戦争することも可能なように「集団的自衛権」が容認されている。翌日の『朝日新聞』朝刊によれば「11月22日の自民党結党50年記念大会で正式発表する。現行憲法下で主要政党が憲法改正の条文案をまとめたのは初めて」とのことであるが、「憲法改定」問題がますます重大な局面を迎えることになった。浦辺をはじめ新興教育運動で苦闘した人々の悲願が結実している「憲法」が今や「危機」に瀕しているといわなければならない。11月3日は「文化の日」であるが、同時に日本国憲法が公布された日でもある(施行は5月3日[憲法記念日])。改めて、浦辺たちの努力が無にならないようにするため力を合わせる必要があると感じている。

[註]

- (1) この年譜と執筆目録は浦辺自身によって作成されたもので、その最初は浦辺 史『日本の児童問題』（新樹出版、1975年5月）に収録の「浦辺史年譜と執筆目録」である。それを元にしてその後の分を追加し、全体的に拡充したのが「米寿記念誌」に載っているものである。
- (2) 『新興教育』の復刻版は第一次、第二次の2回刊行されている。最初は1965年10月から67年7月までの間に全9巻で、編集・発行は『新興教育』複製版刊行委員会。第二次は1975年4月から12月で、全7巻と別巻の合わせて8冊、編集は前者と同じ、発行所は白石書店。『ピオニール トクホン』はその第一輯と第二輯が1967年8月、10月に原寸大（ほぼB5の大きさ）で復刻され、第二次の別巻にはその2冊と、改題された『ピオニールの友』1冊が『新興教育』の大きさに縮刷されて収録されている。文部省学生部の『プロレタリア教育運動』は、上・下とも第一次の第9巻に復刻・収録されている。なおこの書には、表紙の裏ページに四角で囲んで「思想問題に関し生徒・児童の教育の任にある者並びに教育関係者の注意を促し警戒の資に供する目的を以て編纂したるものである」（傍点・柿沼）という編纂意図が記載されている。
- (3) 増淵 稜『日本教育労働運動小史』65～66ページ、新樹出版、1972年7月。
- (4) 同前、66～67ページ。
- (5) 政党や労働組合のメンバーが、他の大衆組織内に秘密裏にグループを作り、その影響力を行使しようとす活動のこと。「新教」内には、この「教労」のフラクションと、後には日本共産青年同盟のフラクションもできた。
- (6) 「新教」創立時の研究部会名は「前稿」でもその一部しか紹介していないのでここに12部会総てを記しておく。実験児童学研究会、学齢前児童教育研究会、学齢児童研究会、成人教育研究会、教育科学研究会、教育制度研究会、農村研究会、植民地研究会、児童芸術研究会、ピオニール研究会、学生運動研究会、教育労働者組合運動研究会。
- (7) 『新興教育』誌上に掲載の原文にはこの項目（「学校建築の研究」）が記載されていないが、元々はあったのが脱落したと思われる。ここでは、かつて私が浅野研真所蔵資料の中から発掘した「研究コース（草案）」と題する文書（ワラ半紙1枚、謄写版印刷）に基づき追加記載した。「新教」がこの問題までも意識していたことを確認することは重要であると考えからである。なお、原文には若干の誤植があるので訂正した。
- (8) この「意見書」はその現物を見ることができない。『新興教育』誌上でも見られない。文部省学生部が教員の思想対策のために出した『プロレタリア教育運動 上』（1933年4月）にその中身に触れたところがあり、ここではその箇所から引用した（44ページ）。
- (9) 同前書58～59ページに引用されているものを再引した。
- (10) 教育労働者インターナショナルの略称。第一次世界大戦後の1922年8月に創立された教育インターナショナルが発展して、24年8月に結成された進歩的な教育労働者の国際組織、本部をパリに置いた。
- (11) 山口近治『治安維持法下の教育労働運動』77ページ、新樹出版、1977年12月。
- (12) 「青訓」は青年訓練所、「補習学校」は実業補習学校のこと。両者とも勤労青少年を対象とするもので、「実補」は古く1893（明治26）年から開設され、「青訓」は1926（大正15年）に文部・陸軍両省の協力の下、軍事訓練に重点を置く教育機関として設置されるようになった。1935（昭和10）年に両者が統合されて青年学校となり、軍事教育を中心とした勤労青少年教育が行われた。
- (13) 井野川潔「体験的教育運動史」、井野川潔・森谷 清・柿沼 肇編『嵐の中の教育』所収、新日本出版社、1971年12月。この論稿は井野川潔『論争・教育運動史』（土草文化、1981年9月）にも採録されている。なお、この論稿にはこの他にも警察での取り調べにおける井野川氏自身の「抵抗」の模様や、その他たくさんの貴重な事柄が「証言」として記載されているので、この方面に関心を持つ者には必読文献の一つである。
- (14) 浦辺のこの時の「手記」は、文部省学生部の『左傾学生生徒の手記 第二輯』（1934年3月）に収録されている。この「手記」についてはあとで（「むすびにかえて」のところで）やや詳しく取り扱うので、

その箇所を参照してほしい。

- (15) 浦辺 史・竹代 『道づれ』 72 ページ。
- (16) 宮原誠一 (談) 「教育への反逆 新教・教労の活動へ」, 『新興教育』復刻版刊行委員会事務局編集・発行 『「新教」複製版月報』 第1号, 1965年11月15日。この稿は, 大河内一男編 『抵抗の学窓生活』 (要書房, 1951年) 所収の「教育への反逆」に記載されているものの内, 新興教育運動にかかわっていく動機やその活動などについて述べた部分にその後の談話を元にして幾分か加筆がなされたものである。なお, 『宮原誠一教育論集』 第6巻 (国土社, 1977年8月) には元の論稿は収録されているが, 『月報』掲載のものは載っていない。また最終巻 (第7巻, 同年11月) に所収の「著作目録」にもその記載がない。
- (17) 『新興教育基本文献集成』 「すいせんのことば」。
- (18) 岡本洋三 『教育労働運動史論』 289 ページ, 新樹出版, 1973年2月。
- (19) 文部省思想局の『秘』思想局要綱 (1934 = 昭和9年11月) 238~240 ページに記載されている表や文面から読み取ると, 1929 (昭和4) 年度から 33 (昭和8) 年度までの間に小学校教員の思想事件は 99 件あり, その内「新教・教労関係」は 37 件で最大であった。また「主ナル事件」として記載されている 36 件の中では, 「新教, 教労」組織に直接かかわるものだけで 25 件を占めている。これらの「事件」を通じて一体どれほどの教員がどのような処分を受けたのか, この文献から知ることはできないが, その数は相当なものになると推定される。ちなみに, この運動の後期を代表する長野県だけでも, 1933 年のいわゆる「二・四事件」で他団体・組織の人々とともに検挙された教員は 138 名に上り, その内起訴された者 28 人, さらに裁判で有罪とされ, 服役した者 13 名となっている。また行政処分を受けた教員は 115 名で, その内懲戒免職 6, 諭旨退職 27, 譴責 1, 休職継続^{かいぢよく} 36, 戒飭 14, 不明 14, 不問 8 という状況であった。なお, この事件に関しては私も拙論を書いたことがあるので参照していただくとありがたい。「新興教育運動と『二・四事件』 (長野県教員赤化事件) の社会的意義」, 日本福祉大学研究紀要『現代と文化』 第 111 号, 日本福祉大学福祉社会開発研究所発行, 2005 年 3 月。
- (20) 文部省が思想問題に対処する必要からその専門部局を置くようになったのは 1928 (昭和 3 年) 10 月のことである。専門学務局内に学生課を新設したのがその始まりであった。翌 29 年 7 月, 思想対策を強化するため学生課を学生部に格上げし, 学生課, 調査課の 2 課を設置した。このように元々は学生の思想問題から出発したのであるが, そのうちに学生だけでなく一般の青年や, 教員その他の教育関係者の間でも問題が噴出するようになり, それとの対策に取り組むことが不可欠になった。そのため, 32 (昭和 9) 年 6 月には学生部をさらに拡充・発展させ, 思想局 (思想課, 調査課) を設置するところとなった。37 年 7 月, その思想局は, 企画部, 指導部, 庶務課から成る教学局へと再編された。